

○羽島市法定外公共物用途廃止等に関する要綱

令和6年3月29日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、法定外公共物の用途廃止、代替施設の設置、寄附及び交換に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において法定外公共物とは、次に掲げるもので市が所有又は管理するものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）を適用しない道路及びその附属物
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）を適用又は準用しない河川並びに公共の用に供せられる溝きよ、水路、湖沼、ため池等及びこれらの附属物

(用途廃止の基準)

第3条 法定外公共物の用途廃止は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 代替施設の設置により、存置する必要がなくなると認められる場合
- (2) 法定外公共物としての機能を失っており、存置する必要がないと認められる場合
- (3) 宅地造成等の地域開発により、その開発区域内に存在する法定外公共物で存置する必要がなくなると認められる場合
- (4) その他市長が存置する必要がないと認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、法定外公共物の用途廃止を行うことができないものとする。

- (1) 代替施設が必要にもかかわらず、それを設置しない又は設置が完了していない場合
- (2) 用途廃止をしようとする法定外公共物の周辺に存する道路、水路等の機能を低下させる場合
- (3) 用途廃止をしようとする法定外公共物を他の公共施設用地として利用する計画がある場合
- (4) 用途廃止をしようとする法定外公共物に隣接する土地及び市長が必要と認める近隣の土地の所有者その他の権利を有する者(以下「関係土地所有者等」という。)

の承諾又は次条第1項第7号に規定する者からの同意が得られない場合。ただし、承諾又は同意を得ることが困難である正当な理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(5) 用途廃止をしようとする法定外公共物に占有物件があり、用途廃止をすることについて当該占有物件の管理者の同意が得られない場合

(6) その他市長が用途廃止をすることが適当でないとした場合

(用途廃止の申請)

第4条 法定外公共物の用途廃止をしようとする者は、法定外公共物用途廃止申請書

(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、書類が添付できないことにつき相当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 位置図

(2) 現況平面図

(3) 公図の写し

(4) 求積図

(5) 各筆調書(別記第2号様式)

(6) 関係土地所有者等用途廃止承諾書(別記第3号様式)

(7) 次に掲げる場合について、それぞれに定める者の用途廃止同意書(別記第4号様式)

ア 第2条第1号に規定する法定外公共物の場合 自治委員

イ 第2条第2号に規定する法定外公共物の場合 自治委員、農地利用最適化推進委員、農事改良組合長、水利委員及び土地改良区

(8) 買受誓約書(別記第5号様式)

(9) 占拠事情調書(別記第6号様式)

(10) 占有物件調書(別記第7号様式)

(11) 現況写真、写真撮影方向図

(12) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、原則として用途廃止をしようとする法定外公共物に隣接する土地に土地使用の権原を有する者とする。

3 申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(用途廃止の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、別に定める審査基準及び現地調査に基づきこれを審査し、用途廃止を行ったときは、法定外公共物用途廃止通知書（別記第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

2 用途廃止をした法定外公共物で行政財産として区分されていたものは、法定外公共物用途廃止に伴う財産の所管換え通知書（別記第9号様式）により、建設部から総務部へ所管換えするものとする。

（代替施設の設置）

第6条 法定外公共物の代替施設は、次に掲げる要件に適合するものである場合に設置することができる。

- (1) 従前の法定外公共物の機能を低下させるものでないもの又は代替施設としてその機能を十分果たせるもの
- (2) 市に寄附又は交換できるもの

（代替施設設置の申請）

第7条 法定外公共物の用途廃止申請を行うため、当該法定外公共物の代替施設の設置をしようとする者は、法定外公共物代替施設設置申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、書類が添付できないことにつき相当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 公図の写し
- (4) 求積図（新旧）
- (5) 各筆調書
- (6) 関係土地所有者等代替施設設置承諾書（別記第11号様式）
- (7) 次に掲げる場合について、それぞれに定める者の代替施設設置同意書（別記第12号様式）

ア 第2条第1号に規定する法定外公共物の場合 自治委員

イ 第2条第2号に規定する法定外公共物の場合 自治委員、農地利用最適化推進委員、農事改良組合長、水利委員及び土地改良区

- (8) 占拠事情調書
- (9) 占用物件調書
- (10) 工事計画説明書

- (11) 工事設計書
- (12) 土地利用計画平面図
- (13) 縦断図・横断図・構造図（新旧）
- (14) 代替施設の断面を決定した理由及び根拠となる計算書（第2条第2号に規定する法定外公共物に限る。）
- (15) 代替地の登記事項証明書
- (16) 現況写真、写真撮影方向図
- (17) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、原則として用途廃止をしようとする法定外公共物に隣接する土地に土地使用の権原を有する者とする。

3 申請に要する費用は、申請者の負担とする。

（代替施設設置の許可）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、別に定める審査基準及び現地調査に基づきこれを審査し、許可すべきものと認めるときは、法定外公共物代替施設設置許可書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（工事完了の届出）

第9条 前条の許可を受けた者は、工事完了後速やかに工事完了届（別記第14号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（代替施設の譲渡）

第10条 前条に規定する工事完了届を提出し、市長の承認を受けた者は、寄附、交換又はその両方により代替施設を市へ譲渡しなければならない。

（寄附の申込み）

第11条 代替施設を寄附する者は、代替施設寄附申込書（別記第15号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 地積測量図
- (5) 土地利用計画平面図
- (6) 縦断図・横断図・構造図
- (7) 現況写真、写真撮影方向図

(8) 登記承諾書兼登記原因証明情報

(9) 印鑑登録証明書（法人にあつては、法人番号が確認できるもの）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申込者は、前項の申込書を市長に提出するときは、第4条第1項に規定する法定外公共物用途廃止申請書を併せて提出しなければならない。この場合において、申請書に添付する書類のうち、同項第6号及び第7号に掲げる書類については、第7条第1項に規定する法定外公共物代替施設設置申請書の提出時から変更がない場合は、省略することができるものとする。

3 申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

（寄附の承諾）

第12条 市長は、前条の申込みがあつたときは、これを審査し承諾すべきものと認めたときは、代替施設寄附承諾通知書（別記第16号様式）により申込者に通知するものとする。

（交換）

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、代替施設の設置により用途廃止をした法定外公共物と代替施設を交換することができるものとする。

(1) 交換受地と交換渡地が同価格であるとき。

(2) 交換受地の価格が交換渡地の価格を上回る場合は、その差額が交換受地の価格の6分の1以内で、かつ、交換差金請求権放棄について代替施設設置者の同意が得られるとき。

(3) 交換渡地の価格が交換受地の価格を上回る場合は、その差額が交換渡地の価格の6分の1以内で、かつ、交換差金の納入について代替施設設置者の同意が得られるとき。

2 市長は、第7条の申請があつたときは、前項の規定に基づき交換の適否を審査するものとする。

（交換の処理）

第14条 市長は、前条において交換することが適当と認めたものについて、羽島市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年羽島市条例第3号）及び羽島市公有財産及び債権の管理に関する規則（昭和39年羽島市規則第9号）の規定に基づき処理をするものとする。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。